

J-クレジット事業「CIC ソラトモプロジェクト」への参加について

2023年9月1日

長州産業株式会社

ソラトモサービス（住宅）契約約款第8条第5項のとおり、お客様は、別紙の同意事項に同意のうえ、長州産業株式会社（以下「CIC」といいます。）がJ-クレジット制度^{*1}に則り実施するJ-クレジット事業「CIC ソラトモプロジェクト^{*2}」（以下「本プロジェクト」といいます。）に参加するものとします。

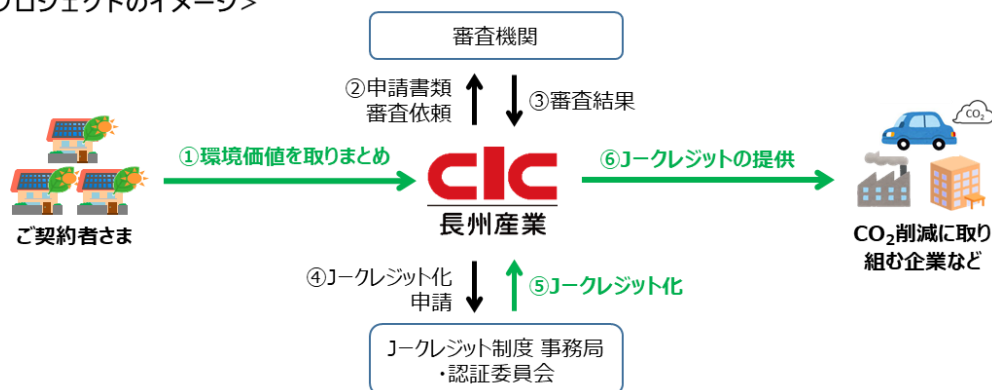
（※1） J-クレジット制度

- ・ 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの導入、森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量（以下「環境価値」といいます。）をクレジットとして国が認証する制度です。
- ・ 企業などは、本制度により創出された J-クレジットを購入すると、自らの CO₂ 排出量の削減等に活用できます。

（※2） CIC ソラトモプロジェクト

- ・ 本プロジェクトでは、CIC が、お客様が太陽光発電設備で発電された電気を使うことで削減される CO₂ 量（環境価値）を取りまとめ、J-クレジット化を行います。
- ・ 本プロジェクトは、創出された J-クレジットを CO₂ 削減に取り組む企業等へ売却し、脱炭素社会の実現に活用することを目的とします。

<プロジェクトのイメージ>



以上

本プロジェクトへの参加にあたっての同意事項

項目	同意事項
環境価値及び J-クレジットの帰属	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 本サービス利用期間においては、自家消費電力量に係る環境価値は CIC に帰属します。 ✚ 認証された J-クレジット (J-クレジットを売却して得た収益を含みます。) は CIC に帰属し、CIC が任意に利用又は処分できるものとしします。
二重登録の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 本サービス利用期間においては、類似制度及び J-クレジット制度の他プロジェクトのいずれにも登録・参加できないものとしします。
情報の利用	<ul style="list-style-type: none"> ✚ CIC は、J-クレジット制度における各種申請に必要な範囲内で、次の情報を利用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様の個人情報 (以下「個人情報」といいます。) ・ 太陽光発電設備の情報 ・ 太陽光発電設備の発電電力・消費電力・余剰電力の情報 ・ その他、CIC から提供を求めた情報
個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ✚ CIC は、J-クレジット制度における各種申請に必要な範囲内で、個人情報を審査機関等[※]へ提供し、又は審査機関等と共同で利用します。 ✚ 共同で利用する項目、共同利用者の範囲、共同利用の目的、及び個人情報の管理責任者は、以下のとおりとしします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同で利用する項目：お客様の氏名、住所その他審査機関等が求める事項 ・ 共同して利用する者の範囲：審査機関等 ・ 利用する者の利用目的：J-クレジット制度における各種申請 ・ 当該情報の管理について責任を有する者： <ul style="list-style-type: none"> 山口県山陽小野田市新山野井 3740 長州産業株式会社 取締役社長 岡本 晋
CIC への協力	<ul style="list-style-type: none"> ✚ お客様は、J-クレジット制度の申請に必要な場合には、以下の協力を行うものとしします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ J-クレジット制度の認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査 ・ その他本プロジェクトの運営及び管理に関して必要な対応

項 目	同意事項
退会	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="544 322 1348 450">✚ ソラトモサービス契約期間満了の日までに契約が終了したときは、契約終了日をもって本プロジェクトを退会するものとします。 <li data-bbox="544 465 1348 725">✚ ソラトモサービス契約期間中は、原則として本プロジェクトの退会はできないものとしませんが、相当な理由が存する場合は退会できます。お客様が本プロジェクトの退会を希望する場合は、CIC に対してその理由とともに通知するものとし、CIC が退会について承認した日をもって、本プロジェクトを退会するものとします。

(※) 審査機関等

審査機関（J-クレジット制度事務局が登録した妥当性確認機関及び検証機関であり、J-クレジット制度事務局がホームページ等において公表する者）、J-クレジット制度事務局及び認証委員会、その他 J-クレジット制度の運営管理等を行う者を指します。

以上